

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	200030
特例要望事項	国立大学教員等の株式会社等の監査役の時間内兼業の容認
意見提出者名	京都市
意見の要点	<p>平成12年4月から、既に勤務時間外における国立大学等の株式会社等の監査役兼業は認められており、監査役兼業に意義があること自体は明らかである。勤務時間内における兼業についても、絶対禁止をすべき理由はない。監査役による取締役の職務執行の監査権限は幅広く、企業の活性化への寄与が十分期待できる。監査役といえども大学と企業との関わり合いの機会が増えるという観点から、両者のマッチングを促進する機能を果たす。</p> <p>シーズの集約している大学と、それを生かしたビジネスを考える中小企業が、コラボレーションを推進することにより、新規産業の創出や、経営上問題を抱えている企業へのアドバイスを行うなど、産学の連携に寄与するものと考えている。</p>
意見に対する回答	<p>国立大学教員等が監査役兼業を行うに際し、職務専念義務を免除し、勤務時間内における兼業を認めることについて、人事院としては、特区における当該役員兼業について国民の理解と納得が得られる特別の公益性が明確に認められること及び給与の減額が行われることを前提として、職務専念義務の免除について、勤務時間内の兼業によらなければ監査役兼業が行えない事情が認められること、公務の運営に支障が生じないこと等の条件設定を検討し整えた上で、特区において実施。</p> <p>なお、監査役兼業は、監査役の業務が企業活動の適法性の監査を行うことであることを前提に認められているものであり、上記の監査役兼業の特例は、そのことを前提として、特区に限定して勤務時間内の兼業を認める趣旨のものである。</p>
担当省庁名	【人事院】

管理コード	200060
特例要望事項	国立大学教員等の役員兼業についての国立大学長等による承認
意見提出者名	岐阜県、大垣市
意見の要点	人事院の承認権限を撤廃し、大学の長等へ承認権限を移すことを検討されたい。
意見に対する回答	<p>国家公務員法において、全体の奉仕者という国家公務員の基本的性格と営利を追求することを目的とする企業の経営に参画する立場の役員とは相容れないので、役員兼業は原則禁止されているが、人事院規則の定めるところにより、人事院の承認を得た場合に限り認められることとされている。このように中立第三者機関である人事院に承認権限を委ねた国家公務員法の趣旨からいって、人事院の承認権限を撤廃することはできない。</p> <p>なお、技術移転兼業と研究成果活用兼業については、すでに昨年10月より、人事院は、その承認権限を所轄庁の長等に委任し、所轄庁の長等が人事院の指定する者に再委任することを認めたので、現実的には大学長等に承認権限が委任されているところである。</p>
担当省庁名	【人事院】

管理コード	200090
特例要望事項	国立大学教員等の兼業手続きの簡素化等
意見提出者名	山形県
意見の要点	<p>本提案は、兼業できる時間数を予め包括的に定め、その範囲において従事することを可能とする制度の提案であり、その手続きを簡素化するため日時を特定する承認権者の承認を不要とするものである。</p> <p>予め包括的に時間数を定めることにより、減額される給与の額を把握できることから事前の日時の特定が不要となり、手続きの簡素化が図られるとともに、国立大学教員等が柔軟に兼業従事できる当該制度の導入について検討いただきたい。</p>
意見に対する回答	<p>国立大学教員等が割り振られた勤務時間の一部を割いて研究成果活用兼業を勤務時間内に行おうとする場合、公務に支障を生じないことが必要であるが、職務専念義務免除の日時を特定しなければ公務の支障の有無の判断を行うことができないので、兼業できる時間数を定めるだけで自由に勤務時間を管理するようなことは認められない。</p>
担当省庁名	【人事院】

管理コード	200100
特例要望事項	国立大学教員等の週40時間勤務に縛られない短時間勤務制の容認
意見提出者名	東京都
意見の要点	<p>国立大学教員等にあたる独立行政法人の研究機関の研究者の職務内容は、研究業務とともに民間企業への技術移転も重要な業務となっている。</p> <p>資金のある大企業は、勤務時間内に給与減額により兼業の許可を受けて役員に従事する研究者に報酬を支給することが可能であるが、資金力に乏しいベンチャー企業にあっては兼業を依頼できないケースも多い。</p> <p>そこで、民間企業の役員に就任し、技術移転を図ろうとする大学教員等の勤務時間については、その時間外における民間企業への技術移転にかかる貢献を考慮して、週40時間勤務に縛られない裁量労働制を再度要望する。</p>
意見に対する回答	<p>(1) 裁量労働制は、職務の能率的な運営のために勤務時間の配分の決定その他の職務遂行の方法を職員に委ねるものである。</p> <p>(2) 兼業に伴う教官の収入減を回避するために裁量労働制を導入して、実際に教官として勤務した時間にかかわらず所定時間勤務したものとみなし、給与を全額受け取ることとするということは、裁量労働制の趣旨にかなわないだけでなく、国民の理解が得られないものである。</p> <p>(3) なお、本来の趣旨による裁量労働制の導入については、国立大学教員等の職務の特殊性等に基づき検討されるべき事項であり、まずは文部科学省において授業時間や教授会等の時間の取扱いのほか、業績評価方法等の点について具体的な検討がなされることが必要である。</p>
担当省庁名	【人事院】